

神警協発第74号
令和3年1月8日

(一社) 神奈川県警備業協会
会 員 各 位

(一社) 神奈川県警備業協会
会 長 畠山 操

緊急事態宣言発令後の教育事業について

謹 啓

新春の候 会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

旧年中は新型コロナウイルスの影響の中、皆様方には協会の運営につきまして、格別なご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が続く東京都や神奈川県など一都三県に対し、本日から2月7日までの1か月を期間とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

こうした情勢を踏まえ、当協会では、会員の皆様方や講習に携わる講師の健康を第一に考え、発令期間中の教育事業については、下記のとおりといたします。

皆様方には、大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしますが、コロナ禍における県下の危機的な状況をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 新任警備員

- 1/13 (水) ~ 15 (金)
- 1/18 (月) ~ 20 (水)

は中止します。

2 現任警備員教育

- 1/12 (火)

は中止します。

なお、1月12日(火)の受講予定者に対しましては、教育期を考慮し、2月19日(金)当協会研修室での振替講習を予定しております。

3 警備員指導教育責任者講習

本講習は、神奈川県公安委員会からの委託事業でありますので、今後の対応につきましては、同委員会からの連絡をお待ちください。

4 特別講習等

(一社) 警備員特別講習事業センターと協議の結果、

- 1 / 16 (土)・17 (日) 施設警備業務2級事前勉強会
- 1 / 23 (土)・24 (日) 施設警備業務2級本講習
- 1 / 30 (土)・31 (日) 雑踏警備業務2級事前勉強会
- 2 / 6 (土)・7 (日) 雑踏警備業務2級本講習

は中止します。

受講料の払い戻しにつきましては、担当職員からご連絡いたします。

5 その他

宣言が延長された場合の対応につきましては、別途ご連絡いたします。